犯罪被害者等施策の推進状況等について

内閣府 犯罪被害者等施策推進室



犯罪被害者等施策の推進

推進の枠組み

犯罪被害者等基本法(平成16年(議員立法)/17年4月1日施行)

犯罪被害者等施策推進会議(基本法第24条)

会長:内閣官房長官

委員: 内閣府特命担当大臣(犯罪被害者等施策担当)

を含む6大臣及び有識者(4名)

※あわせて10名以内

基本計画策定•推進専門委員等会議(推進会議決定)

委員:有識者及び関係省庁局長級職員

※犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり新たな計画に 盛り込むべき事項の検討並びに施策の実施状況の検証、 評価 及び監視の補佐を行う。

第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月閣議決定)

- ※犯罪被害者団体等から寄せられた意見・要望を集約し、 それらに対する施策を一つ一つ検討
- ※現計画は平成27年度末までの計画
- ※重点課題
 - •損害回復・経済的支援等への取組
 - ・精神的・身体的被害の回復・防止への取組
 - ・刑事手続への関与拡充への取組
 - ・支援等のための体制整備への取組
 - ・国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組
- ※合計241の具体的施策を盛り込み

内閣府の役割

- < 犯罪被害者等施策の総合的かつ計画的な推進>
- ○犯罪被害者等施策推進会議の運営、犯罪被害者等基本計画の作成、推進、推進状況の把握及び見直し
- 〇犯罪被害者白書の作成
- <犯罪被害者等施策に関する調査研究、連携推進、理解促進>
- ○犯罪被害類型別の実態調査などの各種調査
- ○地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進
- ○犯罪被害者週間(毎年11月25日~12月1日)における啓発事業 など

当面の主な課題

〇 第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月閣議決定)に基づいた施策の推進 ※今後、第2次基本計画の見直しに向けた検討が進められ、平成27年度末までに新たな基本計画が策定される予定

第2次犯罪被害者等基本計画における主な施策

<犯罪被害者等基本計画>

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもの

第2次計画: 平成23年4月~平成27年度末(5か年)

第1 損害回復・経済的支援等への取組

- ・弁護士等との打合せにカウンセラー等を同席させることに対する日本司法支援センターによる支援についての検討(法務省)(2年以内)
- ・犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討(内閣府、 警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省)(3年以内)
- ・カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討(内閣府、警察庁、 法務省、厚生労働省、文部科学省)(2年以内)
- ・地方公共団体による見舞金制度等の導入促進(内閣府)
- ・生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外についての検討 (厚生労働省)(1年以内)
- 性犯罪被害者の医療費の負担軽減(警察庁)
- ・医療保険の円滑な利用の確保(厚生労働省)
- ・公営住宅への優先入居等の推進(国土交通省)(2年以内)
- ・緊急に居住場所を確保するために要する費用の負担軽減(警察庁)
- ・被害回復のための休暇制度の周知・啓発(厚生労働省)

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供(厚生労働省)
- ・精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進 (厚生労働省)
- ・交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等(国土交通省)
- ・警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実(警察庁)
- ・医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備(厚生労働省)
- ・性犯罪被害者対応における看護師・助産師等の活用(厚生労働省)
- ・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進(内閣府、警察庁、 厚生労働省)
- ・判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施(法務省)(3年以内)
- ・配偶者等からの暴力被害者の安全確保の強化についての検討(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)(3年以内)

第3 刑事手続への関与拡充への取組

- ・医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進(警察庁)
- 被害者参加人への旅費等の支給に関する検討(法務省)(2年以内)
- ・被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討(法務省)(被害者参加人の旅費等と併せて検討)(2年以内)
- ・仮釈放等審理における意見陳述に資する情報提供の拡大についての検討(法 務省)(3年以内)

第4 支援等のための体制整備への取組

- ・市町村における窓口部局の確定状況の定期的な確認等(内閣府)
- ・男女共同参画センターにおける性犯罪被害者支援の取組の促進(内閣府)
- ・性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実(文部科学省)
- ・コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援(内閣府、警察庁)
- ・更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援の充実(法務省)
- ・性犯罪被害者に関する調査の実施(内閣府)
- ・民間団体の財政的基盤充実への協力(内閣府)
- ・「研修カリキュラム・モデル案」の内容の充実(内閣府)
- ・地方公共団体と民間の団体との連携の促進(内閣府)
- ・犯罪被害者等早期援助団体に対する指導(警察庁)

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進(内閣府、文部科学省)
- ・中学生・高校生を対象とした講演会の実施(警察庁)
- ・地方公共団体に対する犯罪被害者等が参加・協力する啓発事業実施の要請 (内閣府)
- ・「犯罪被害者週間」に合わせた集中的啓発事業の実施(内閣府)
- ※ 赤字は検討を要する施策の検討期限(目途)

犯罪被害者等及び犯罪被害者等支援団体に対する 主な経済的支援に関する施策

犯罪被害給付制度

日本国内において行われた人の生命又は 身体を害する罪に当たる行為(過失を除く) により、

- 被害者が重傷病になった場合 重傷病給付金(上限額: 120万円)
- 被害者に障害が残った場合 障害給付金(3,974.4~18万円)
- ・被害者が死亡した場合 遺族給付金(2,964.5~320万円) 申請を希望する者は、都道府県公安委員 会に申請し、同委員会が裁定を行う。

損害賠償請求の援助等に関する制度

・民事法律扶助 無料の法律相談、 裁判費用や弁護士費用等の立替え

刑事手続への関与のための支援制度

- ・被害者参加人のための国選弁護制度
- •被害者参加旅費等支給制度

地方公共団体における見舞金・貸付金

67都道府県・政令指定都市、1,721市区町 村のうち

見舞金制度:2政令指定都市99市町村

貸付制度:2県7市区町

預保納付金支援事業

- ・奨学金制度(まごころ奨学金)
- •団体助成制度

その他

- 性犯罪被害者の緊急避妊等の経費の公費負担制度
- 司法解剖後の遺体運搬費の公費負担制度
- ・カウンセリング費用の公費負担制度

(参考)公益財団法人犯罪被害救援基金による支援金支給事業等

- •奨学金等給与事業
- •支援金支給事業
- •助成事業

預保納付金の使途に関する要望

〈第3次犯罪被害者等基本計画策定に向けた要望・意見聴取における意見〉 まごころ奨学金制度にあっては、文科省が無利息の奨学金対象者枠を更に拡大する方向で検 討を開始するなど、その存在意義が薄くなっている。したがって、犯罪被害直後の緊急時一時金 の支給の財源としたり、民間支援団体に対する活動資金の援助とする方が、社会的意義が高い。 預保納付金の利用方法につき見直しが必要である。

<基本計画策定・推進専門委員等会議における有識者構成員からの意見>

- ・まごころ奨学金は、貸与型となっているが、給付型が望ましいと思われる。犯罪被害では、本来 これらのお金は加害者が支払うべきものであることを考えると、犯罪被害者家庭の子どもにおいて は、返済が免除されてよいのではないかと思われる。
- ・(団体助成について)預保納付金の助成金の使途の幅を広げていただき民間の財政基盤を支えていただく方向で考えていただけると被害者支援がより一層充実されて行くのではないか。

〈第3次犯罪被害者等基本計画案骨子〉

・金融庁及び財務省において、平成25年度から犯罪被害者等の子供への奨学金の貸与及び犯罪被害者等支援団体への助成に支出している預保納付金について、これまでの運用状況等を検証し、内閣府(犯被)等の関係府省庁の協力を得て、犯罪被害者等の支援の充実に向けた方策を検討する。【金融庁、財務省、内閣府(犯被)】

犯罪被害者等の支援に取組む主な民間団体

<犯罪被害者等早期援助団体(※)>

(※被害にあった直後から犯罪被害者等に対し、援助を適正・確実に行うことができる団体として「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき都道府県公安委員会から指定される団体 平成27年10月末現在、47団体)

<早期援助団体及びその指定を目指す団体の全国的な傘団体> NPO法人全国被害者支援ネットワーク

く犯罪被害者自身が主体となって活動する団体、自助グループ>

<特定の類型の犯罪被害者等を支援対象とする団体>

< その他 > 財団法人犯罪被害救援基金 など